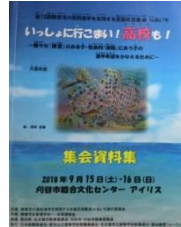


## 障害者の大学受験

写真は2018年9月15～16日、愛知県刈谷市で開催された「第13回障害児の高校進学を実現する全国交流集会 in あいち」の資料集と全体会の司会をする私。あれから3年になる。「いっしょに行こまい！高校も！」と語り合った障害をもつ生徒の何人かは、進学して元気に高校生活を楽しんでる。



毎日新聞8月30日社説「障害者の大学受験 学ぶ意欲を後押ししたい」に注目したので、抜粋して紹介したい。

障害のある人が大学受験に不安なく臨める環境を整えたい。文部科学省は、障害のある受験生が不利にならないための配慮を尽くすよう、各大学に求める方針を示した。2025年春に入学を目指す人の受験に合わせ、入試実施要項を見直す。受験生のニーズを事前に把握して対応するため、支援を担当する部署や相談窓口などを学内に設けることを促す。16年4月に施行された障害者差別解消法は、社会のバリアーを可能な限り取り除く「合理的配慮」を、国や自治体に義務付けた。法整備をきっかけとして、状況は改善した。日本学生支援機構などによると、支援の対象となった受験生の数は施行前よりも大幅に増えた。大半の大学では、車椅子の使用や別室での受験などが認められている。障害があることを理由に受験そのものが認められない「門前払い」を受けるケースもかつては見受けられたが、今では少なくなっている。

ただ、大学によって、支援の内容には差が残っている。今年5月には障害者差別解消法が改正され、民間事業者にも合理的配慮が義務付けられた。私立を含め、全ての大学が取り組みを強化しなければならない。障害のある学生は約3万8000人を数える。10年前の5倍以上に増えたものの、全学生に占める割合は1%にすぎない。10%を越す米国や英国と比べれば、著しく少ない。進学の意欲を持ち、学力があるにもかかわらず、受け入れ準備が整っていないためにあきらめざるを得ないのでは、共生社会とは言えない。学びたいという気持ちを社会全体で尊重し、後押ししていく必要がある。

障害者の大学受験について社説で取りあげ、大学などに注意を喚起したことを、まずは歓迎したい。ただし、障害者の家族から聞こえてくるのは、障害を理由に受験そのものが認められない「門前払い」を受けるケースも少なくない。障害といってもじつに多様だ。なかでも知的障害をもつ受験生について、どのように考えたらよいか。「進学の意欲を持ち、学力があるにもかかわらず」とあるが、学力よりも「学ぶ意欲」こそ大切なのではないか。大学や入試方法も多様化してきている。障害者の大学受験について、高校のように弾力的な運用ができないだろうか。「いっしょに行こまい！大学へ！」を期待したいものだ。

(2021年9月1日)